

# 相談支援分野の包括的な連携に関する 協 定 書

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会(以下「甲」という。)と認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス(以下「乙」という。)は、相談支援分野の包括的な連携により、唐津市における地域福祉の更なる向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携を行うことにより、唐津市における地域福祉の更なる向上と発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次のとおり連携し協力する。ただし、個人情報情報は、本人から個人情報提供についての同意を得たうえで、相手方へ提供を行う。

- (1) 甲と乙は、必要に応じ、各々の専門性を活かして支援対象者を協働して支援する。また、相手方に対する助言または情報提供等の後方支援を行う。
- (2) 甲と乙は、支援を相手方に一任することが妥当である場合は、繋ぎ、引継ぎを行う。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な連携及び協力をする。

(秘密保持)

第3条 この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の期間は、甲又は乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様の取り扱いとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、定める。

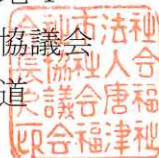
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月27日

甲 唐津市二太子3丁目155番地4

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

会長 吉田善道



乙 武雄市武雄町大字武雄7255

認定特定非営利活動法人

スチューデント・サポート・フェイス

代表理事 谷口仁史

